特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０７８号
東京都台東区駒形２丁目５番４号
清算株式会社　株式会社セイカ
代表清算人　竹田　正信
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３３号
京都市左京区一乗寺向畑町50番地
清算株式会社　株式会社洛西
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２１年（ヒ）第３０３０号
大阪府吹田市豊津町１番33号
清算株式会社　株式会社ダスキンゼロケア
代表清算人　髙島　志郎
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第５号
愛媛県松山市千舟町５丁目１番地２
清算株式会社　株式会社内海パーキング
代表清算人　四方　正浩
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第２０３８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　ナナオコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２０年（ミ）第１４号
東京都中央区日本橋小舟町10番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
主文　管財人として
千葉県船橋市三山４丁目14番３号
中洞　好博
を選任する。
平成21年８月７日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

次の各事件について、以下のとおり、更生計画案の決議のため、議決権行使の方法等を定めた。

平成２１年（ミ）第１０号
東京都港区高輪２丁目21番46号
更生会社　日本綜合地所株式会社

平成２１年（ミ）第１１号
大阪市中央区本町４丁目１番７号
更生会社　日綜不動産株式会社

平成２１年（ミ）第１２号
東京都港区高輪２丁目21番46号
更生会社　日綜ハウジング株式会社
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成21年８月11日から平成21年９月28日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月14日
平成21年８月７日
東京地方裁判所民事第８部

保全管理命令

平成２１年（再）第１号
北海道小樽市住吉町11番17号
再生債務者　羽角建設株式会社
1　主文　再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　札幌市中央区北１条西10丁目北１条山地ビル６階　山下史生法律事務所　弁護士　山下　史生
平成21年８月５日　札幌地方裁判所小樽支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２号
岡山県真庭市久世2415番地
再生債務者　株式会社コアプランニング
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岡山市北区弓之町10番20号　テミス弓之町２階　弁護士　石川　敬之
平成21年８月７日　岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（再）第９号
福岡市南区塩原３丁目５番33号
再生債務者　株式会社パステル・イン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区赤坂１―15―33　ダイアビル福岡赤坂401鴻和法律事務所　弁護士　新宮　浩平
平成21年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２号
福井県敦賀市新道51号３番地の２
再生債務者　有限会社北陸エコクリーン
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年10月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年11月16日から平成21年11月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（再）第４３号
大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月14日から平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１２号
愛知県半田市星崎町２丁目207番地の２
再生債務者　株式会社ウオフク
特別調査期間　平成21年８月28日から平成21年９月４日まで
平成21年８月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続による債権者集会招集

平成２０年（再）第４０号
大阪府泉佐野市日根野5806番地
再生債務者　神藤プリント株式会社
1　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月８日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
2　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月31日
平成21年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第９６号
東京都中央区東日本橋２丁目１番６号岩田屋ビル７階
再生債務者　株式会社シー・フォーカス
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　2936株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７に定める募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行を完了した日
3　減少する資本金の額　１億1,000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７に定める募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行を完了した日
5　募集株式の数　20株
6　募集株式の払込金額　１株につき５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定が確定した日から３か月以内
平成21年７月31日
東京地方裁判所民事第20部